

万博駐車場交通連携システム検討会 規約

(名称)

第1条 本会は、「万博駐車場交通連携システム検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）における会場外駐車場周辺地域等への影響低減や交通混雑緩和等に向け、会場外駐車場へのアクセス経路を駐車場料金においてインセンティブ等によりマネジメントし、交通の円滑化等の確保を図るよう、必要な検討と調整を行うことを目的とする。

(検討調整事項)

第3条 検討会は、次の事項について検討、調整等を行う。

- 一 万博会場外駐車場入退場予約・決済システムと阪神高速ETCシステムとの連携システムについて
- 二 駐車場利用料金と連携システムの技術的な対応策について
- 三 その他必要な事項

(構成)

第4条 検討会の委員は、別紙の委員で構成する。

2 委員の追加、変更は、検討会の承認を得るものとする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、第3条に定める事項が終了するまでとする。

(ワーキンググループの設置)

第6条 検討会の事務を円滑に遂行するため、ワーキンググループを設置する。

2 ワーキンググループ委員は、事務局で定めるものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、審議で知り得た内容、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

(会議の公開)

第8条 検討会は、原則公開とする。

2 ワーキンググループによる会議及び配布資料、議事については、非公開とする
ことができるものとする。

3 これにより難い場合は、検討会に諮った上で決定する。

(事務局)

第9条 事務局は、国土交通省近畿地方整備局道路部、阪神高速道路株式会社計画
部、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会交通局交通部に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めのない事項等は、委員に諮った上で決定する。

附則

この規約は、令和5年5月30日から施行する。

この規約は、令和6年3月11日から施行する。

この規約は、令和6年10月3日から施行する。

万博駐車場交通連携システム検討会

委員名簿

委員	所属・役職等	備考
田中 倫英	国土交通省近畿地方整備局 道路部長	
藤川 佳宏	大阪府・大阪市万博推進局 整備調整部長	
福知 正高	堺市建築都市局 都心未来創造部長	
柿本 貴紀	堺市建設局 土木部長	
仁尾 克己	尼崎市都市整備局 土木部長	
大儀 健一	阪神高速道路株式会社 計画部長	
林 秀行	タイムズ24株式会社 取締役 常務執行役員	
淡中 泰雄	公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 交通局 交通部長	

(敬称略)